

山梨県公報

第二千七百十七号

平成二十九年

七月三十一日

月 曜 日

目次

○ 土壤汚染対策法に基づく措置区域の指定の解除	五五三
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	五五三
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定	五五三
○ 浸水想定区域等の決定	五五四
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	五五四
○ 建築基準法に基づく道路位置指定	五五四
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五四
○ 平成二十九年製菓衛生師試験の実施	五五四
○ 水防法に基づく水防警報をする河川の指定	五五六
○ 公安委員会	
○ 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五五六

告示

山梨県告示第二百三十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十六年山梨県告示第二百四十二号により指定した区域の一部及び平成二十八年山梨県告示第三百八十六号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第二百三十四号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十六年山梨県告示第二百四十三号により指定した区域の一部及び平成二十八年山梨県告示第三百八十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一、二千五十七番六、二千五十八番三及び二千五十九番三の各一部並びに二千五十七番七の全部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第二百三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字上北裏二五六番地先から 甲斐市富竹新田字大明神河原一五六八番一地先まで

山梨県告示第二百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定により富士川水系荒川、塩川、境川、滝戸川、相川、濁川、平等川、坪川、滝沢川及び芦川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定により告示する。その関係図面は、山梨県県土整備部治水課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所、峡東建設事務所及び峡南建設事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。なお、平成十八年山梨県告示第三百四十七号、平成十九年山梨県告示第二百四十一号及び平成二十年山梨県告示第二百六十一号は、廃止する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 施行者の名称 忍野村
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨県告示第二百二十九号、平成十三年山梨県告示第二百十三号、平成十八年山梨県告示第二百三十五号、平成二十三年山梨県告示第九十一号及び平成二十八年山梨県告示第九十九号の事業地のうち、忍野村大字忍草字土手上、字角原、字柳原及び字丸尾岸の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第二百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年七月二十四日
- 二 指定道路の位置 韮崎市富士見一丁目千百三十六番十及び千百三十六番十一
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十一・九三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年七月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人こどもの未来を考える会めいびい
 - 2 代表者の氏名 山口八千代
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津九百七十九番地一
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、しょうがい児（者）に対して、明るく楽しく豊かな安定した暮らしが出来るように支援する事業を行う。また、地域社会及び行政の理解を深め、しょうがい児（者）と地域住民が共生するまちづくりと社会全体の利益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年七月二十日から同年八月二十日まで

● 平成二十九年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項の規定により、平成二十九年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日時 平成二十九年十一月二十八日(火) 午後一時十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

- (一) 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
- (二) 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格 次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

- 五 受験願書の提出方法 住所地を所管する保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。
- 六 受験願書の受付期間 平成二十九年十月二日(月)から同月六日(金)までの日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

- 1 受験願書

- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型(縦九センチメートルかつ横五・五センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)一枚
- 5 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 八 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)
- 九 合格者の発表 平成二十九年十二月十三日(水) 午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。
- 十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生業務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所(中北保健所)衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―二三七―一三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所(中北保健所峡北支所)衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一三三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所(峡東保健所)衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所(峡南保健所)衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五―六一二―一八一五一

山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛 目二番五号
 生課

● 水防法に基づく水防警報をする河川の指定
 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十六条第一項の規定により、水防警報をする河川を次のとおり指定した。
 平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

水系名	河川名	指 定 区 間
富士川	塩川	（左岸）北杜市明野町上神取千六百六十六番の一地先から 甲斐市宇津谷滝沢五千五百七十七番の一地先まで （右岸）北杜市須玉町東向千六十八番の一地先から 韮崎市本町四丁目三千二百二十五番地先まで
	境川	（左岸）笛吹市境川町藤袋八百八十五番地先から 甲府市白井町九百五十番の四地先まで （右岸）笛吹市境川町大窪七番の六地先から 甲府市白井町二千二百八十番の一地先まで
	滝戸川	（左岸）甲府市中畑町千二百三十七番の一地先から 中央市高部千四十九番の二地先まで （右岸）甲府市心経寺町七十六番の二地先から 中央市高部千九百二十二番の四地先まで
	相川	（左岸）甲府市古府中町六千三十三番の六地先から 甲府市宝二丁目二十三番地先まで （右岸）甲府市塚原町七番の二地先から 甲府市飯田五丁目六百五十九番地先まで
	濁川	（左岸）甲府市宝二丁目七十八番の二地先から

平等川	（左岸）山梨市山根三百二十番の一地先から 甲府市上曾根町千八百三十九番の三地先まで （右岸）山梨市山根三百四十番地先から 甲府市小曲町千五百五番地先まで
坪川	（左岸）南アルプス市上市之瀬百十七番の一地先から 南アルプス市川西七番の一地先まで （右岸）南アルプス市上野二百二十六番の四地先から 南巨摩郡富士川町大柵八百九十六番の一地先まで
滝沢川	（左岸）南アルプス市桃園千六百一番の三地先から 南アルプス市川東四十二番地先まで （右岸）南アルプス市上宮地四百七十二番の四地先から 南アルプス市川西七番の一地先まで
芦川	（左岸）西八代郡市川三郷町上野四千八百十六番地先から 西八代郡市川三郷町市川大門二千五百四十七番の一地先 まで （右岸）西八代郡市川三郷町上野三千七百九十九番の一地先から 西八代郡市川三郷町市川大門三千百十一番の二地先まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十九年七月三十一日

別表第一中

山梨県公安委員会
委員長 尾方 恵

一六九	南都留郡富士河口湖町小立三、二九九番地先（県道と町道との十字路交差点）	小立	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
-----	-------------------------------------	----	-----------------------

一六九	南都留郡富士河口湖町小立三、二九九番地先（県道と町道との十字路交差点）	小立	平成二八年一月一七日 告示第一三五号
一七〇	富士吉田市上吉田五、六〇一番地一六先（県道と市道との十字路交差点）	富士パインズパーク南	平成二九年七月三二日 告示第八九号

に改める。

別表第十の五、五二八の項の次に次のように加える。

五、五二九	県道北原下条南割線	北杜市大草町下條中割九七番地二先	一	北杜	平成二九年七月三一日 告示第八九号
五、五三〇	市道	北杜市小淵沢町一、〇七二番地六先	一	北杜	平成二九年七月三一日 告示第八九号

別表第十四の二の二〇の項の次に次のように加える。

二二	市道	甲府市朝気一丁目二番一丁（朝気一丁目北交差点）、先目市朝気一丁目北交差点、甲府市朝気一丁目二番六〇一丁（市道同先目市朝気一丁目北交差点）	九五〇	五・六	車両（③を引く）	三〇	南府甲	平成二九年七月三一日 告示第八九号
----	----	--	-----	-----	----------	----	-----	----------------------

番一七号先（市道同士の十字路交差点）	市道同士の十字路交差点に囲まれた区域内の全ての道路
--------------------	---------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番